

経営者が知らないといけない！！

退職・解雇に関する 具体的事例解説セミナー

どのような場合に、解雇は認められるのか？

解雇権濫用とされるのはどのような場合なのか？

具体的事例により、徹底的に解説いたします！！

知らないで対応すれば
重大な労務リスクが発生します。

普通解雇の場合

- ◆ 労働能力喪失
- ◆ 勤務成績不良
- ◆ 整理解雇
- ◆ 変更解約通知

懲戒解雇の場合

- ◆ 経歴詐称
- ◆ 業務命令違反
- ◆ 職務怠慢
- ◆ セクハラ・パワハラ
- ◆ 着服、横領
- ◆ 暴行
- ◆ 兼業、副業
- ◆ 私生活上の非行

開催日時	平成 24年 7月 6日 (金曜日) 午後 1時30分～午後 4時00分
場 所	唐津市高齢者ふれあい会館りふれ 研修室③ 唐津市ニタ子3-155-4 (TEL.0955-72-9611)
参加料	無料 (但し、資料代その他として3,000円) 2名以上の参加の場合は2人目からは半額
講 師	中村 研二 (人事労務コンサルタント中村事務所 代表)
定 員	20名限定
対 象 者	経営者・経営幹部

少なくとも佐賀県では、この
ようなセミナーでの話は絶対
に他ではありません。



参加申込書

<FAX 0955-70-0156>

貴 社 名	
参 加 者 名	
ご 連 絡 先	

お問い合わせ先：人事労務コンサルタント中村事務所 ☎ 0955-70-0155 (担当：奥野)